

◆本市の特別職報酬等審議会の答申等の状況

※平成12年度以降

開催年度	答申日	答申内容	改定時期	改定内容
12年度 ①H13.1.26 ②H13.2.16	なし	○今後の人事院勧告の内容を十分踏まえ、時間をかけて検討を重ねていくこととした(答申なし)。	なし	
14年度 ③H14.10.21 ④H14.11.19 ⑤H14.11.26	H14.11.26	○市議会議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額については、現下の社会経済情勢、他市の報酬額等の状況及び市民感情等を総合的に判断した結果、報酬額等については、人事院勧告に基づく一般職職員の給与の改定率程度の引き下げを行うことが適当であると考えます。 ○その時期は、平成15年1月1日から適用されるのが適当であると考えます。 ○教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員についても同様と考えます。	H15.1.1	●答申を受け、特別職給料を下記のとおり改定 ・市長：△40,000円 ・副市長：△25,000円 ・教育長：△15,000円 ・水道管理者、常勤監査：△13,000円
15年度 ①H15.10.22 ②H15.10.28 ③H15.11.6	H15.11.6	○報酬等の額は、本来その職務と責任に対応することが必要であるが、具体的な額について、明確に根拠づけることは困難である。そのため、他市の報酬等の状況、社会経済情勢、人事院勧告等を総合的に勘案の上改定すべきものとする。 ○人事院勧告では、2年連続して一般職の給料が引き下げられることを考慮する必要がある。 ○他市との比較では、それぞれの市で財政が違うので比較は難しいが、高い水準にはない。特に特別職の順位が落ちていることも考慮すべきである。 ○一般職の最高号給における給料の額との均衡を図る必要がある。 よって、報酬等の額については、昨年度の改定等を考慮した上で、昨年及び本年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与の改定率程度の引き下げを行うことが適当である。 その改定時期は、できるだけ速やかに適用されるのが適当である。	H16.1.1	●答申を受け、議員報酬・特別職給料を下記のとおり改定 ・市長：△15,000円 ・副市長：△10,000円 ・教育長：△9,000円 ・水道管理者、常勤監査：△8,000円 ・議員：△7,000円
17年度 ①H17.12.28 ②H18.1.13 ③H18.2.3 ④H18.2.7	H18.2.7	○市長の退職手当については、現下の社会経済情勢や他市との均衡などを総合的に勘案した結果、支給割合を100分の55に改めることが適当であると考えます。 ○助役及び収入役の退職手当については、同様に検討した結果、現行のまま据え置くことが適当であると考えます。 ○市議会議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額については、本年度の人事院勧告に掲げる給与構造の改革に基づく、一般職職員の給与改定率相当の改定を行うことが適当であると考えます。 ○教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員の退職手当及び給料の額については、助役及び収入役に準じることが適当であると考えます。	H18.4.1	●答申内容のうち「議員報酬・特別職給料」については、平成17及び19年度の期末手当支給割合引き上げ(それぞれ0.05月)を見送ることで対応。 ●退職手当は答申どおり改定